

第1回 甲賀市総合教育会議 次第

日時：平成27年6月1日（月）

13時30分～15時00分

場所：水口庁舎3階 第4委員会室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

(1) 甲賀市総合教育会議設置要綱について 【資料1】

(2) 教育に関する大綱の策定について 【資料2】

4. その他

5. 閉 会

甲賀市総合教育会議構成員名簿

氏名	役職	備考
中嶋 武嗣	市長	議長
山田 喜一朗	教育委員長	
小川 浩美	委員長職務代理者	
藤田 正実	委員	
今井 智一	委員	
山本 佳洋	教育長	

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、市の教育に資するため、甲賀市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及びこれらに関する事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(調整結果の尊重)

第5条 市長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第6条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総合政策部政策推進課において行う。ただし、総合教育会議に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

甲賀市教育大綱(案)

～有徳のひとづくりをめざす～

平成27年(2015年)6月

甲賀市

はじめに

わが国は、人口減少化や高齢化の進展により、将来に向け抜本的な政策転換が急務となっています。

本市におきましても、人口減少化等の波は強く押し寄せており、従来の考え方や取り組みだけでは、機能しない場面に直面しています。

とりわけ、教育分野においては、少子化により複数学級の編成が困難になる学校が増加することが見込まれ、集団生活の中で学び、身につけるといった戦後続いてきた教育モデルが成り立たなくなるなど、教育の根幹を揺るがそうという状況が今後、進むものと考えています。

また、深刻化が増す「いじめ」問題は、人の尊厳を脅かす犯罪行為として決して看過することはできません。本市では、平成26年3月に「甲賀市子どものいじめ防止条例」を制定し、未来を担う大切な子どもがいじめを受けない、いじめをさせないためにも、学校や家庭だけにとどまらず、市民が広く役割を担いながら、伸び伸びと子どもが過ごせる環境づくりに努めています。

一方、2025年問題が大きくクローズアップされているように、日本の人口の4人に1人が75歳以上となる超高齢化社会を迎えます。社会構造の問題が強く議論されておりますが、本来は長寿化を喜ぶべきところであり、高齢者の皆様が一生涯を現役で生き生きとした躍動感みなぎる日々をお過ごしいただくためには、福祉施策とともに社会教育のより一層の拡充を図る必要があると考えています。

これらの対応には、今までの枠にとらわれることなく、大きな枠組みの中で、施策を推進することが必要です。本年4月、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、さらに首長との連携強化を図ることを主な目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、すべての地方公共団体に総合教育会議の設置や教育に関する大綱の策定が定められました。

本大綱は、地域・学校・行政が連携を強めながら「人との関わりあいを大切にし、社会の一員としてよりよい社会づくりに参画し、行動できる有徳のひとづくり」を基本としています。

そして、甲賀の地に暮らす市民の誰もが、生活感幸を実感できる甲賀の國づくりを市民の皆様とともに着実に進め、本市の将来像である「人 自然 輝き続ける あい甲賀」を具現化するため、本市教育振興基本計画に基づき策定したものです。

平成27年(2015年)6月

甲賀市長 中嶋 武嗣

〈目次〉

1. 教育方針・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・
 - 教育目標1 ともに学び ともに育つ
 - 教育目標2 読書と体験をとおして豊かな心を育む
 - 教育目標3 世界を見据えた 魅力ある地域の人、モノを活かす
3. 教育施策の柱・・・・・・・・・・・・

1. 教育方針

たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる

本市には、古からこの地で培われた生活文化や生業があり、そして人とひとが強い絆で結ばれた心から支え合える人々があります。市では、先人の知恵と工夫により育んできた資源を活かしながら、将来を見据えたまちづくりに挑み続けており、その主人公は、常に地域住民であり、人づくりこそがまちづくりの根幹を成すものであります。

本市では、学校教育や生涯学習の充実を通して、自然を敬い、脈々と受け継がれてきた歴史や伝統文化を誇りに感じ、郷土愛に満ち溢れたまちづくりに参画していく熱い心と積極性のある人材育成をめざしてまいります。

昨今、地域社会では、子どもたちをめぐる痛ましい問題が深刻化しておりますが、命の尊さを重んじ、子どもたち自身の「生きる力」を育み、肌で感じる教育を基本に、感性豊かに、心身ともにたくましく成長し続けるまちづくりが求められています。

これらを踏まえ、本市の将来像である「人 自然 輝きつづける あい甲賀」を具現化するため、本市総合計画に掲げる「たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる」ことを教育方針としながら、法改正の目的に沿った教育委員会制度改革に取り組み、教育が人づくりであるという原点を見つめなおした上で本市の教育施策を総合的に推進していきます。

2. 教育目標

教育方針に基づき、本市がめざす教育の姿を実現するために、次の3つの教育目標を掲げ、教育施策を推進していきます。

教育目標 1 ともに学び ともに育つ

就学前の乳幼児や小中学校の児童・生徒が安全に安心して学べる環境づくりを進めるとともに、様々な課題を抱える子どもへの支援のさらなる充実を図り、子どもたちが仲間とともに「学び合い、健やかに育ち続けられる教育」をめざします。併せて学力向上を含め、子どもたちのさらなる成長に向けて、教育現場の質的向上をめざします。

また、市民みんなが「いつでも どこでも 学びたいときに学べる」環境づくりを進め、仲間とともに生涯にわたって、より良い生き方を学び合うことの喜びと幸せを実感できる社会教育の向上をめざします。

教育目標 2 読書と体験をとおして豊かな心を育む

子どもの発達段階に応じた読書と体験を積極的に進め、子どもたちが、知恵や思索の源となる言葉をあらゆる場面で学び、表現力を高め、創造力豊かな子どもの育成をめざします。

また、学校や地域、図書館が連携した読書活動を通して、市民等の自主的かつ継続的な学習意欲の向上をめざします。

社会教育においては、自然体験や社会体験の機会を継続して提供することを通して、リーダー育成をめざします。

教育目標 3 世界を見据えた 魅力ある地域の人、モノを活かす

本市の「学びと育ち」につながる市民の力を掘り起こし、「ひと」を大切な地域資源として最大限に活かしながら、世界に飛躍できる力強い人材の育成をめざします。

また、数多くの文化財や郷土文化等の歴史資産を着実に次世代に引き継ぐための取り組みを進め、文化・スポーツ・学術などを市内外に力強く発信することで、本市が誇れる「人・モノ」が世界の遺産に匹敵する資源として活かせるまちづくりをめざします。

3. 教育施策の柱

3つの教育目標とその基本的方向を踏まえ、各教育分野で総合的かつ計画的に取り組む教育施策の柱を、次のとおり設定します。

家庭教育

- 親子の育ちにつながる家庭教育力の向上

就学前教育

- 待機児童ゼロ維持と安心安全な保育園・幼稚園の適正規模適正配置による保育・教育の充実
- 教職員の資質・専門性の向上

学校教育

- 教育への「地域学」導入と「食育」の推進
- 社会に挑む夢と力を蓄えた中学3年生を育む小中学校の適正規模適正配置と、小中一貫教育による学校教育の充実
- いじめなどの学校現場での課題に向けた適切な対応のための情報共有の徹底と強化
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた相談・支援の充実
- 社会技能を習得させるためのソーシャルスキル教育の充実
- 教職員の指導力・職務遂行力の向上を図る研究・研修の充実
- 退職教職員や文化・芸術・スポーツに長けた地域の人材の積極的な活用

社会教育

- 生涯学習・生涯スポーツの推進
- 青少年の健全育成
- 子育て中の読書環境整備
- あらゆる場における人権教育の推進

歴史、文化財保護及び文化振興

- 歴史文化遺産の継承と活用による市のランドマーク整備
- 文化・芸術・芸能の振興に向けた人材育成と環境整備
- 新たな文化の創出

道徳教育

- 豊かな心と感性を育む教育の推進
- 災害時に絆を最大限に発揮できる共助精神の育成
- 海外ボランティア、災害救助ボランティアの推進